

鳥取縣公報

條例

昭和二十五年十二月二十二日 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣條例第五十七号

陸運事務所設置條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

陸運事務所設置條例

第一條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百四十三号）附則第三項及び第四項の規定に基き、運輸省所管に係る臨時物資需給調整法の施行に関する事務及び道路運送法の施行に関する事務を分掌

させるため、陸運事務所を置く。

第二條 陸運事務所の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

位置名 管轄区域
鳥取市 鳥取縣陸運事務所 鳥取縣の区域

第三條 陸運事務所に事務所の長を置き、地方事務官又は地方技官をもつてこれに充てる。

前項の事務所の長は、知事の命を受けて当該事務所において所掌する事務を処理し、所部の職員を指揮監督する。

第四條 陸運事務所の分課及び事務分掌は、規則で定める。

附則

1、この條例は、公布の日から施行し昭和二十五年九月一日から適用する。

2、昭和二十五年四月鳥取縣規則第二十二号陸運事務所設置規則は廃止する。

◇鳥取縣條例第五十八号

鳥取縣公報 每週火金曜日発行（休日ニ當ル）

昭和二十五年十二月二十二日 第二千五百七十一号

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可

を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣保健所及び鳥取縣衛生研究所使用料、手數料條例

(使用料手数料)

第一條 鳥取縣保健所(以下「保健所」という。)及び鳥取縣衛生研究所(以下「衛生研究所」という。)に

おいて医療健康診断(以下医療といふ。)若しくは文書の交付又は衛生に関する試験、検査、分析、鑑定等(以下試験といふ。)を受けようとする者は、この條例の定めるところにより使用料若しくは手数料を納付しなければならない。

第二條 前條の規定により納付すべき使用料、手数料の額は別表による外、昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険及び船員保険の療養に要する費用並びに国民健康保険組合の事業を行う法人の請求すべき費用の額の算定方」に基いて算定した料金(割以内とし、

る試験委託書に別表による供試量を添え提出しなければならない。

第七條 試験のため特に職員の派遣を受けようとする者は、様式第二号による職員派遣申請書に、様式第一号による試験委託書を添えて提出しなければならない。

前項の規定により職員の派遣を受けた場合は、昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号、鳥取縣旅費支給條

例の規定により算定した派遣職員の旅費相当額及び試験器具の運搬に要した実費を負担しなければならない。

(供試物件)

第八條 供試物件は次の方法により提出しなければならない。

一、液状又は濡り易い物品は清潔な硝子又は磁製器に收めること。

二、固形物は適宜清潔な容器に收めること。

三、容器には品名及び試験委託者の住所氏名を明記すること。

第九條 供試物件はこれを返還しない。但し高價品であることを。

右以外のものについてはその都度知事が定める。

第三條 この條例の規定により納付する使用料、手数料は現金をもつて前納しなければならない。但し健康保険、国民健康保険の被保険者及び政府職員共済組合、地方職員共済組合、教職員共済組合の組合員並びに組合の扶養者が前記の保険契約又は共済組合規定に基づいて医療を受ける場合及び第七條の規定により職員の派遣を申請した場合には、この限りでない。

第四條 前條の規定により納付した使用料、手数料は返還しない。第十條の規定により試験を拒絶した場合も前項の規定を準用する。

第五條 第二條の規定にかゝわらず知事が特別の事由があると認めたときは、使用料、手数料を減免することができる。

第六條 試験を委託しようとする者は、様式第一号によ

(試験の委託及び職員の派遣)

(試験結果)

第十一條 試験を終つたときは試験成績書一通を委託者に交付する。

第十二條 この條例により試験を行つた物件は法令又は別に定めるものゝ外、その容器、包装等に縣、保健所、衛生研究所等の、保証、證明若しくは試験済その他これに類する表示をしてはならない。但し試験成績書の全文を表示することはこの限りでない。

第十三條 前條の規定に違反した者は一万円以下の罰金又は科料に処する。

(書類の提出)

第十四條 この條例の規定に基いて提出する書類は、保健所又は衛生研究所を経由しなければならない。

(施行規定)

第十五條 この條例の施行に關し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- この條例は昭和二十六年一月一日から施行する。
- 昭和二十三年三月鳥取縣條例第十七号鳥取縣衛生研究所試験條例及び同第十八号鳥取縣立保健所並びに性病診療所使用料條例は廢止する。

別 表

醫療の部

種 別	料 金	備 考
文 書 料	五〇円以内	一通につき
エツクス線間接撮影	四五円	一枚につき

試験の部

種 別	供 試 量	料 金	備 考
環境衛生試験関係	七〇	円	一件につき

物理的試験

化学的試験	一五〇	一成分につき
物理的試験	七〇	一件につき

水質試験関係

定量分析	一立	二〇〇	一件につき
飲料水適否試験	〇、五立	一五〇	一成分につき
工業用水試験	二立	三〇〇	一件につき
下水又は排水試験	三立	一、五〇〇	同
細菌検査	〇、一立	一五〇	同
水中微生物試験	一立	二〇〇	一件につき

環境衛生的試験

食品衛生試験	二、〇〇〇	
--------	-------	--

衛生上害否試験

酒清類衛生的試験	同	二〇〇	一成分につき
定量試験	同	五〇〇	同

定量並びに含有量試験

成分並びに含有量試験	同	三、〇〇〇	一件につき
規格適否試験	同	五〇〇	同

鑑泉及び温泉試験關係	二立	〇〇〇	一件につき
療養温泉適否試験	二立	一〇〇	一成分につき
定性分析	〇、五立	一〇〇	一成分につき
定量分析	六立	五、〇〇〇	全成分につき
同	一立	三〇〇	一成分につき
放射能物質試験	二、〇〇〇	一件につき	
定量分析	二、〇〇〇	同	
定性分析	五〇〇	同	
化粧品試験關係	定める	二、〇〇〇	一件につき
定性分析	その都度定める	五〇〇	一件につき
定量分析	同	二、〇〇〇	同
原料分析	同	二〇〇	同
物理的試験	同	一一〇〇	一件につき
製糞原料試験關係	同	一一〇〇	同
定性分析	その都度定める	二〇〇	一成分につき
定量分析	同	三〇〇	同
原料分析	同	一一〇〇	同
物理的試験	同	一一〇〇	同

文書料
五〇円以内
一通につき

様式第一号

試験委託書

依託人住所

職業

氏名

右の通り試験を委託します。

年 月 日

鳥取縣知事 申請者 住 所 氏 名

様式第二号

職員派遣申請書

00914

昭和 年 月 日 委託しました衛生試験は左記の理由により実地において施行する必要がありますので職員を派遣して下さいますよう申請します。

試験を行う場所

縣 郡 町 村

鳥取縣知事 殿 年 月 日 記
右 氏 名 (印)

別表□ 職名 報酬額
審議会の会長である委員 三〇〇円
委員員 二五〇円

◆鳥取縣條例第五十九号

昭和二十四年十月鳥取縣條例第六十七号鳥取縣建設業審議會委員の給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「及び費用弁償」を削る。
別表□及び□次のように改める。

◆鳥取縣條例第六十号

昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣土木建築工事設計監督委託條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條 第一項第一号但し書及び第二号但し書を次の

◆鳥取縣條例第六十号

昭和二十三年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣土木建築工事設計監督委託條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條 第一項第一号但し書及び第二号但し書を次の

ように改め。

但し建築修繕工事については千分の十五とし、災害復旧土木工事については百万円まで千分の三十、百

万円以上は千分の二十五とする。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

規則

◆鳥取縣規則第九十一号

陸運事務所組織規程を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

陸運事務所組織規程

第一條 この規則は、陸運事務所設置條例に基いて、陸

運事務所の組織所掌事務の範囲を定めることを目的とする。

第二條 陸運事務所に左の三課を置く。

輸送課

整備課

燃料課

第三條 輸送課においては、左の事務をつかさどる。

一、陸運事務所の所掌事務の総合調整に關すること。

二、文書、人事及び会計に關すること。

三、道路運送事業及び自動車道事業の監督及び指導に關すること。

四、道路運送に關する輸送の実施計画、調整及び監査に關すること。

五、道路運送に關する道路の調査及び研究に關すること。

六、その他道路運送の発達、改善及び調整に關すること。

七、他課に屬しない事務に關すること。

第四條 整備課においては、左の事務をつかさどる。

一、自動車の再生及び整備に關すること。

二、軽車両の生産及び整備に關すること。

三、自動車整備技能者の養成及び技能検定に關することと。

四、自動車の検査及び登録に關すること。

五、所掌事務に關する指定生産資材等の割当及び監査に關すること。

六、所掌事業に從事する者の労需物資に關すること。

第五條 燃料課においては、左の事務をつかさどる。

一、自動車用石油製品及び油脂の割当及び監査に關すること。

二、自動車用代用燃料の割当及び監査に關すること。

三、自動車用タイヤ、チューブの割当及び監査に關すること。

第六條 陸運事務所の事務処理については、必要な細則は陸運事務所長が定める。

第七條 燃料課においては、左の事務をつかさどる。

一、自動車用石油製品及び油脂の割当及び監査に關すること。

二、自動車用代用燃料の割当及び監査に關すること。

三、自動車用タイヤ、チューブの割当及び監査に關すること。

第八條 陸運事務所の事務処理については、必要な細則は陸運事務所長が定める。

第九條 本規則は、公布の日から施行する。

◆鳥取縣規則第十九十二号

第一條 この規則は家畜人工授精講習会規則を次のように定める。
対して家畜人工授精に關する学科及び実習を講習して、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第十六條第一項第二号に規定する者を養成することを目的とする。

（講習会の開催）

第二條 家畜人工授精講習会（以下「講習会」という。）は毎年少くとも一回これを開催する。

第三條 講習会において課すべき科目及びその時間数は2、講習会の開催場所及び期間、その他講習について必要な事項は、そのつと告示する。

（講習科目）

第一條 講習会において課すべき科目及びその時間数は次のとおりとする。

一、学科

科 目	時間数
一般科目　家畜改良と登録	二時間
胎生遺傳概論	三時間
消 毒	二時間
器 具 機 械	二時間
関 係 法 規	三時間
専門科目　生殖器解剖	五時間
繁 殖 生 理	七時間
精 虫 生 理	三時間
種 付 の 理 論	四時間
人 工 授 精	一二時間
二、実習	時間数
生殖器解剖	二時間
発情鑑定	三時間
精液精虫検査法	五時間
人 工 授 精 (定員)	一二時間

第四條 講習会における受講者の定員は五十名とする。
但し必要に応じ定員数の増減を行うことができる。
(受講資格)

第五條 講習会の受講者は法第十七條の規定に該当しない者でなければならない。

(受講手続)

第六條 講習会を受けようとする者は、別記第一号様式による受講願書に、次に掲げる書類及び受講料を添えて、知事に提出しなければならない。

一、戸籍謄本又は戸籍抄本

二、履歴書

2 前項の受講料については鳥取縣家畜人工授精講習会受講料徵收條例（昭和二十五年十二月十九日鳥取縣條例第五十三号）の定めるところによる。

(受講者の決定)

第七條 知事は、講習を受けようとする者が第四條の定員を著しく超過するときは、受講願書の受付順に従つて受講者を決定する。

鳥取縣家畜人工授精講習会規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事　西 尾 愛 治

鳥取縣家畜人工授精講習会規則

(目的)

00920

記

一、埋立追認の場所

鳥取市吉成字中河原土手外九〇九

一、埋立追認の面積

二百四十八平方米

一、埋立追認の目的

農地造成

一、埋立の追認を受けた者

ノ二番地先清水川旧河川敷

本籍地 氷高郡勝谷村大字今市五九一番地
現住所 鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舎内
昭和五年八月二十六日生

昭和二十五年十二月五日附第一、五二〇号

大井津富久子

東伯郡以西村大字宮木三〇八番地

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取市叶四六番地 農業 有松清八

昭和五年五月二十七日生

池口さと子

鳥取市掛出町一四 鳥取赤十字病院寄宿舎内
昭和二十五年十二月五日附第一、五二一號

◆鳥取縣告示第六百十号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 東伯郡下北條村字弓原六〇五番地

前本籍地 西伯郡法勝寺村大字鴨部七〇八番地
現住所 同 手間村大字天万六四四番地

昭和二十五年十二月五日附第一、五一九号

別所 富江

大正五年四月十二日生

鳥取縣知事 西尾愛治

現住所 同 法勝寺村大字鴨部七〇八番地

◆鳥取縣告示第六百十一号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

前本籍地 西伯郡法勝寺村大字鴨部七〇八番地
現住所 同 手間村大字天万六四四番地

昭和二十五年十二月二十二日

別所 富江

大正五年四月十二日生

鳥取縣知事 西尾愛治

現住所 同 法勝寺村大字鴨部七〇八番地

昭和二十五年十二月二十二日

別所 富江

大正五年四月十二日生

鳥取縣知事 西尾愛治

現住所 同 法勝寺村大字鴨部七〇八番地

◆鳥取縣告示第六百十二号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年十二月二十二日

別所 富江

大正十一年九月二十四日生

鳥取縣知事 西尾愛治

現住所 同 寺町一二四番地

昭和二十五年二月五日大阪府へ転出により同年九

月十五日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十

月三十日名簿訂正方願い出により同年十二月

五月訂正

池淵昭子

昭和四年一月五日生

前住所 西伯郡御来屋町九二七番地

現住所 東伯郡赤崎町西町一二八八番地

昭和二十五年十一月二十日住所変更により同年十

月二十二日名簿訂正方願い出により同年十二月

五月訂正

渡あさの

明治二十四年十二月二十四日生

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号(健康保険法及船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)に基く完全看護の実施を次の通り承認した。

昭和二十五年十二月二十二日

00922

施設名	所在地	対称	承認年月日	承認番号
厚生病院	東伯郡倉吉町	モデル病棟のみについて	昭和二十五年十月一日	特看第一号
鳥取赤十字病院	鳥取市西町	同	同	同 第二号
米子医科大学附属病院	米子市西町	同	同	同 第三号

◆鳥取縣告示第六百十四号

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号（健康保険法及船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基く完全給食の実施を次の通り承認した。

昭和二十五年十二月二十二日

施設名	所在地	対称	承認年月日	承認番号
市立鳥取市民病院	鳥取市古市	同	昭和二十五年十月一日	食第一号
厚生病院	東伯郡倉吉町	同	同	同第二号
鳥取赤十字病院	鳥取市西町	同	同	同第三号
県立中央病院	同 本町一丁目	同	同	同第五号
廣江病院	米子市上後藤	同	同	同第六号
國立三朝温泉療養所	東伯郡三朝村	同	同	同第七号
米子医科大学附属病院	米子市西町	施設の一部について	同	特食第一号
國立米子病院	同 皆生	同	同	同 第二号

00923

◆鳥取縣告示第六百十五号

鳥取縣家畜人工授精講習会規則による講習を左記により実施する。

昭和二十五年十二月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
一、家畜の種類 牛

開催地 米子市東町
於米子家畜保健衛生所

日程	科	目
一月五日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	家畜改良と登録 胎生遺傳概論

日程	科	目
一月八日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	家畜改良と登録 胎生遺傳概論 発情鑑定 (実習) 生殖器解剖 (実習)

日程	科	目
同 九日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	精液精虫検査法 生殖器解剖

日程	科	目
同 十日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	精虫生理 関係法規

日程	科	目
同 十一日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	精虫生理 人工授精

日程	科	目
同 十二日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	人工授精

日程	科	目
同 十三日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	同

日程	科	目
一月十九日	前 (八時より) — 午後 (五時迄)	関係法規
同 二十日	繁殖生理	家畜改良と登録 胎生遺傳概論
同 二十一日	同	消毒器具機械 生殖器解剖

日程	科	目
同 二十二日	精虫生理	種付の理論 生殖器解剖
同 二十三日	精液精虫検査法 生殖器解剖	精液精虫検査法 人工授精
同二十四日	人工授精	人工授精
同二十五日	同	同 (実習) (実習)
同二十六日	同	同 (実習) (実習)
同二十七日	同	同 (同) 同 (同)
同二十八日	修業試験	修業試験

00924

開催地　鳥取市吉方
於鳥取家畜保健衛生所

鳥取縣食糧事務所出張所の位置変更

日 程 科 目
一月 八日 午前(八時より) — 午後(五時迄)
同 九日 関係法規

家畜改良と登録
胎生遺傳概論

一、位置　鳥取縣日野郡溝口町大字溝口二五一番地
日附左記に変更した。

記

同 九日 繁殖生理

種付の理論

同 十日 同

消毒器具機械

同 十一日 精虫生理

生殖器解剖

同 十二日 発情鑑定剖

精液精虫検査法

同 十三日 人工授精

人工授精

同 十四日 同

(実習) 同

同 十五日 同

(実習) 同

同 十六日 同

(同) 同

同 十七日 修業試験

修業試験

鳥取縣公報

報

昭和二十五年十二月二十二日印刷
昭和二十五年十二月二十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印 刷 行 烏 取 縣 島 取 市 東 町
副 所 者 縣 島 取 市 東 町
所 縣 島 取 市 東 町
印 刷 所

鳥取縣